

平成 27 年台風第 18 号等による大雨により被災した被保険者に係る一部負担金の減免等について

このたびの台風 18 号等による大雨により被害を受けられた皆様に、謹んでお見舞い申し上げます。

さて、宮城県後期高齢者医療広域連合では、被災した被保険者に対し、一部負担金の減免等を実施します。

一部負担金の減免等の対象

1. 療養の給付に係る一部負担金（医科・歯科・調剤）
2. 訪問看護療養費に係る一部負担金相当額

※入院時の食事代や柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術代、補装具などは対象となりません。

減免等の要件

平成 27 年台風第 18 号等の大雨による災害により、次の要件のいずれかに当てはまる方が対象となります。

1. 主たる生計維持者が死亡したこと
2. 住家のり災程度が「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「床上 1 m 以上の浸水」、「床上 1 m 未満の浸水」であること

減免等の期間

平成 27 年 9 月 10 日から平成 27 年 11 月 30 日まで

※特別な事情がある場合を除く。

減免等の割合

適用対象（損害の程度）	減免割合
主たる生計維持者が死亡 全壊、大規模半壊、床上 1 m 以上の浸水	全額
半壊、床上 1 m 未満の浸水	2 分の 1

申請期間と場所

平成 27 年 9 月 10 日から平成 28 年 2 月 29 日まで（特別な事情がある場合を除く）

お住まいの市区町村後期高齢者医療担当課へ申請してください。

手続きに必要なもの

①減額証明書等の申請

1. 後期高齢者医療一部負担金減免および徴収猶予申請書（窓口へ備付）
2. 後期高齢者医療被保険者証（保険証）
3. 被災証明書
4. 印かん

②還付の申請

医療機関へ減額証明書等を提示せずに一部負担金を支払っている場合は、還付申請をすることができません。

1. 後期高齢者医療一部負担金還付申請書（窓口へ備付）
2. 医療機関等の領収書原本
3. 後期高齢者医療一部負担金減額（免除）証明書
4. 後期高齢者医療被保険者証（保険証）
5. 通帳
6. 印かん

※上記以外にも必要なものがある場合もあります。

詳しくは、お住まいの市区町村後期高齢者医療担当課へ確認してください。